

私立高等学校等特別奨学金交付要綱

		平成3年6月6日
	3総学一第136号	
	総務局長決定	
一部改正	平成4年6月11日	4総学一第114号
一部改正	平成5年6月11日	5総学一第239号
一部改正	平成6年6月24日	6総学一第222号
一部改正	平成7年6月27日	7総学一第259号
一部改正	平成8年6月12日	8総学一第235号
一部改正	平成9年5月23日	9総学一第136号
一部改正	平成10年6月5日	10総学一第206号
一部改正	平成11年5月14日	11総学一第111号
一部改正	平成12年5月22日	12総学一第74号
一部改正	平成13年3月8日	12総学一第971号
一部改正	平成13年5月21日	13生文私振第94号
一部改正	平成15年5月6日	15生文私振第263号
一部改正	平成17年2月2日	16生文私振第1039号
一部改正	平成18年4月21日	18生文私振第155号
一部改正	平成19年6月6日	19生文私振第265号
一部改正	平成20年9月4日	20生文私振第677号
一部改正	平成22年9月10日	22生私振第159号
一部改正	平成23年9月5日	23生私振第711号
一部改正	平成24年5月7日	24生私振第225号
一部改正	平成24年9月27日	24生私振第926号
一部改正	平成25年5月8日	25生私振第201号
一部改正	平成26年5月13日	26生私振第367号
一部改正	平成26年9月24日	26生私振第897号
一部改正	平成27年5月1日	27生私振第257号
一部改正	平成28年6月3日	28生私振第446号
一部改正	平成29年5月24日	29生私振第406号
一部改正	平成30年6月5日	30生私振第593号
一部改正	令和元年5月28日	31生私振第414号
一部改正	令和2年5月29日	2生私振第215号
一部改正	令和3年5月31日	3生私振第557号
一部改正	令和4年5月31日	4生私振第573号
一部改正	令和5年5月30日	5生私振第498号

第1 目的

この要綱は、私立高等学校（全日制課程、定時制課程及び通信制課程（東京都知事が認可したものに限る。以下同じ。））、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程（修業年限が1年6月の場合で、補助事業実施年度の修業年限が1年に満たないときは補助対象から除く。）（以下「私立高等学校等」という。）への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的とする私立高等学校等特別奨学金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）とする。

第3 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、次の事業に要する経費とする。

1 財団が行う私立高等学校等授業料軽減助成事業に要する経費のうち次の基準に基づき助成した経費

（1）都内の私立高等学校等の設置者が生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成、又は都内及び都外の私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成であること。

（2）（1）の授業料軽減は、以下のとおり補助金額及び対象者を決定する。

補助金額は、別表に定めるところにより決定する。ただし、この補助金額は、学校法人等に納める授業料（減免措置等により授業料が減額されている場合は、当該減額後の授業料）の範囲内で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付25文科初第1446号）に規定する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）と合算して、私立高等学校等のうち、高等学校（通信制課程）以外については生徒一人当たり475,000円以内（一部の家計急変世帯を除く）、私立高等学校（通信制課程）については生徒一人当たり265,000円以内とする。

対象者は、以下のア又はイのいずれかの要件を満たす者とする。

ア 家計急変世帯以外の世帯の者

補助金における家計急変世帯以外の世帯の者は、以下のイに該当しない世帯に属し、以下の（ア）から（ウ）までの全てを満たす者とする。

（ア）補助事業実施年度の申請時に私立高等学校等の生徒の保護者であること。なお、ここでいう保護者とは、次のaからeまでで規定する者をいう。

a 生徒の親権者（生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。）

b 生徒に親権者がいない場合には、生徒の未成年後見人

c 生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）

（a）生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者

- (b) 生徒を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第7項の被扶養者としている者
 - (c) 生徒に係るひとり親家庭医療費助成制度によるひとり親家庭の医療証を持っている者
 - (d) 生徒に係る児童扶養手当受給証明証を持っている者
 - d 生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合は、主たる生計維持者
 - e 親権者、未成年後見人、又は主たる生計維持者がいない場合で生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人
- (イ) 補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること。ただし、生徒が、学校の指定する寮等に入る場合や学校が認める海外留学により、都内から都外へ移り住んだ場合においては、保護者が補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有している場合は補助の対象とする。
- (ウ) 別表に定める家計急変世帯を除くいずれかの区分に該当していること。
- イ 家計急変世帯の者
- 補助金における家計急変世帯の者は、補助事業実施年度の前年度における就学支援金の家計急変制度の対象者として認定を受けた世帯に属し、以下の（ア）から（ウ）までの全てを満たすものとする。
- (ア) 補助事業実施年度の前年度における就学支援金の家計急変制度の対象者としての認定時に私立高等学校等の生徒の保護者であること。なお、ここでいう保護者とは、次のaからeまで規定する者をいう。
 - a 生徒の親権者（生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。）
 - b 生徒に親権者がいない場合には、生徒の未成年後見人
 - c 生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）
 - (a) 生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者
 - (b) 生徒を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第7項の被扶養者としている者
 - (c) 生徒に係るひとり親家庭医療費助成制度によるひとり親家庭の医療証を持っている者
 - (d) 生徒に係る児童扶養手当受給証明証を持っている者
 - d 生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合は、主たる生計維持者
 - e 親権者、未成年後見人、又は主たる生計維持者がいない場合で生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人
- (イ) 補助事業実施年度の前年度の5月1日時点において、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること。ただし、生徒が、学校の指定する寮等に入る場合や学校が認める海外

留学により、都内から都外へ移り住んだ場合においては、保護者が補助事業実施年度の前年度の5月1日時点において都内に住所を有している場合は補助の対象とする。

(ウ) 別表に定める家計急変世帯に該当していること。

なお、家計急変世帯において、年度途中に家計急変が生じた場合には、原則、別表に定める補助金額を就学支援金の家計急変制度の対象者として認められた支給月数に応じて算定した額とする。

2 事務費

補助対象事業の実施に必要な経費（財産取得費を含む。）の合算額

第4 交付方法

補助金の交付は、原則として、7月、9月及び2月に概算払の方法により行う。

第5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第7 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回ができる旨を通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
ただし、第3 1 (2)に規定する就学支援金との合算に係る関係書類については、会計年度終了後8年間保管すること。
- 4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- 5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- 6 財団は、第5又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

第9 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

第11 据付金の精算

財団は、第10に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた据付金の精算をするものとする。

第12 交付決定の取消し

1 知事は、据付の決定を受けた財団が次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は、据付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により据付金の交付を受けたとき。
- (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (3) この据付金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 第5又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
- (6) 第8・6に規定する報告を受けたとき。
- (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 1の規定は、据付対象事業について交付すべき据付金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第13 据付金の返還

1 知事が、第12の規定により据付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に据付金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第10の規定により据付金の額を確定した場合において、既にその額を超える据付金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第14 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第12・1（1）から（5）までの規定により、据付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、据付金の返還を命じたときは、財団は、当該据付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該据付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、財団に対し据付金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 財産の管理等

財団は、据付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、据付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第16 財産処分の制限

1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けないで据付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 1の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

第17 授業料負担の軽減事業に係る個人情報の取扱い

知事と財団は、保護者の授業料負担を軽減する事業を一体的に実施するため、就学支援金及び学び直し支援金の審査等に係る個人情報を各事業において必要な範囲で相互に利用するものとする。

相互利用にあたり、財団は、補助対象事業を実施する際に、個人情報の利用・収集目的を申請者に通知するとともに、個人情報の安全管理措置を講じなければならない。

第18 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

第19 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、財団において別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

別表（第3関係）

		区分	補助金額 (全日制等(※1))	補助金額 (通信制課程)
家計急変世帯以外の世帯	就学支援金受給世帯	1　補助事業実施年度の7月以降に就学支援金を受給している生徒の保護者(※2)	授業料(※3)から就学支援金の受給金額を控除した額	
就学支援金を受給していない世帯(補助事業実施年度の7月以降に就学支援金を受給していない生徒の保護者)				
生活保護世帯	2　生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護を受けている者	79,000円 (※6)	-	
非課税世帯	3　地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく補助事業実施年度の住民税が非課税である者	79,000円 (※6)	-	
均等割世帯	4　地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税の課税額が均等割のみである者	79,000円 (※6)	-	
就学支援金加算相当世帯	5　地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が154,500円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額(※4)×6%—区市町村民税調整控除相当額(※5)	79,000円 (※6)	-	
就学支援金一律相当世帯	6　地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が304,200円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額(※4)×6%—区市町村民税調整控除相当額(※5)	356,200円	146,200円	
一般世帯	7　補助事業実施年度の住民税に係る次式の計算結果が、次に掲げる基準に該当すること (上記1から5までに該当する者を除く。) 【式】区市町村民税課税標準額(※4)×6%—区市町村民税調整控除相当額(※5)	356,200円	146,200円	
	申請世帯人員　3人　4人　5人 基準税額I (一人の場合は) -　-　313,800円以下			
	基準税額II (夫婦の場合は) 320,340円以下　378,120円以下　438,060円以下			
	6人　7人　8人以上 327,600円以下　358,680円以下　358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下			
	451,860円以下　482,940円以下　482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下			
	(注1)基準税額Iは、配偶者控除があり、1人の所得者の区市町村民税課税標準額等の場合である。			
	(注2)基準税額IIは、配偶者控除がなく、保護者とその配偶者双方とも所得がある場合に、保護者とその配偶者の区市町村民税課税標準額等を合計した場合である。			
	(注3)申請世帯人員は、保護者とその者の税法上の扶養人員とを加えた人員とする。(基準税額IIに該当する場合は、配偶者も世帯人数に含めるものとする。)ただし、申請日の属する年の1月1日以降申請時までの間に、保護者が死亡等の理由により変更のある場合は、新たな保護者にその者の事実上の扶養人員を加えた人員をもって申請世帯人員とができる。この場合において、区市町村民税課税標準額等は、新たに保護者となる者の区市町村民税課税標準額等を基準とする。			
多子世帯	上記1～7に該当しない場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯 (注4)扶養するとは、税法上扶養することをいい、申請前年度の12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態をいう。なお、申請年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、23歳未満の扶養する子の人数に含める。	59,400円	59,400円	
家計急変世帯	補助事業実施年度の前年度における就学支援金の家計急変制度の対象者として認められた者(補助事業実施年度の前年度に上記「家計急変世帯以外の世帯」として、補助金による助成を受けたものを除く。)	授業料(※3)から396,000円を控除した額(※7)	-	

※1 全日制等

第1に規定する「私立高等学校等」のうち、通信制課程以外のものをいう。

※2 財團が補助金額を決定する際に就学支援金の受給有無が確定していない場合は、「就学支援金を受給していない世帯」として取り扱う。

※3 授業料

学校法人等に納める申請年度分の授業料（減免措置等により授業料が減額されている場合は、当該減額後の授業料）を指す。なお、全日制等において475,000円を超える場合は475,000円、通信制課程において265,000円を超える場合は265,000円とする。

※4 授業料軽減助成金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から330,000円を控除した金額を用いて算定基準額を算出する。

なお、令和5年度授業料軽減助成事業においては、生徒本人の生年月日が平成19年1月2日から4月1日生まれの者を早生まれの対象者とする。

※5 調整控除相当額

所得のある保護者が1名のみの世帯又は保護者2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯は1,500円とする。

保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯（配偶者特別控除を受けている世帯を含む）は、保護者等1名につき1,500円とし、2名合計で3,000円とする。

ただし、保護者1名の課税状況を確認した場合に、所得があっても課税されていない場合は、その保護者に係る「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果は0円とし、課税されている保護者の「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果で判定する。

※6 学び直し支援金受給の場合は、178,000円とする。

※7 年度途中に家計急変事由が発生し、就学支援金の家計急変制度の対象者として認定された場合は、就学支援金の家計急変制度の対象者として認められた支給月数に応じて算定した額とする。